

## 政策 III-1-(2)-①

### 1. 政策及び16年度重点施策等

政策	証券決済システムの改革
16年度重点施策	株式振替制度に係る政令・府令の整備
参考指標	証券決済システムの改革に向けた関係政令・府令の整備状況

### 2. 政策の目標等

法定任務	円滑な金融等
基本目標	我が国金融が金融環境の変化に適切に対応できていること
重点目標	金融インフラがIT化等に対応したものとなっていること

### 3. 政策の内容

金融庁においては、平成12年6月の金融審議会答申「21世紀を支える金融の新しい枠組みについて」において立法化に向けた検討の必要性が指摘されて以来、証券決済システムの改革を図る法令整備を行ってきています。今年度においても引き続き所要の法令整備に取り組むとともに、円滑な証券決済制度の稼動・運営が図られるよう対応することとしました。

### 4. 平成16事務年度における事務運営についての評価

16事務年度は、前事務年度に株式等決済合理化法が制定されたことを受け、株券不発行制度に関する関係政令・府令を整備するとともに、株式等の振替制度に関する関係政省令についても、17年12月の原案公表に向けた作業を進めるなど、一連の証券決済システム改革のうち法令面での対応は終盤を迎えています。

また、政府による法令面の整備に伴い、民間においても①日本国債清算機関への免許付与及び稼動開始（免許付与は17年4月7日、稼動開始は5月2日）、②ほふりクリアリング（証券保管振替機構の一般振替<sup>※1</sup>に係る清算機関）の稼動開始（16年5月17日）、③日本銀行における新制度に基づく国債振替決済制度への移行（15年1月27日稼動開始。稼動開始後は全て新制度に基づいて国債が発行されている。また、稼動開始までに発行されていた国債についても99%以上が新制度へ移行済）、④証券保管振替機構における新制度に基づくペーパーレスCP（短期社債）の振替制度の実

<sup>※1</sup>一般振替とは、証券保管振替機構に預託された有価証券に関する口座振替のうち、取引所有価証券市場取引及び店頭売買有価証券市場取引の決済に係る口座振替を除いたものをいう。

務面での対応がなされた（15年3月31日稼働開始）ことにより、利用が拡大した（銘柄数：257（16年3月）→1,314（17年3月）、金額：1,784,000百万円（16年3月）→13,614,086百万円（17年3月））ほか、⑤一般債振替制度に関する業務規程の変更について認可したことで、18年1月からの同制度の稼働開始がほぼ確実になるなど、新制度に基づく清算機関の立ち上げや振替制度の利用拡大により、現行システムから新しいシステムへのスムーズな移行が行われてきています。

以上のことから、着実に証券決済システム改革の成果が上がっているものと考えています。

## **5. 今後の課題**

証券市場の国際競争力の維持・向上のために、今後も引き続き現行のシステムから新しいシステムへの移行に向けた取組みを進めることが必要です。

具体的には、株式等の振替制度に関する関係政令・府令の原案を作成し、公表することが必要です。

また、政府における法制整備とあわせて、幅広い市場関係者が結集し、決済期間の短縮化及び市場慣行、事務処理フロー等の見直しについて検討を行い、投資家に対して新たな決済制度の周知を行う等、主体的かつ積極的に改革を推進していくことが不可欠です。

更に、今後、21年6月までに稼働する株式等の振替制度のシステムの構築や事務フローの見直しに関する実務者間協議が本格化しますが、引き続き法務省や総務省等の関係省庁や市場関係者と緊密な連携を図るよう努める必要があります。

## **6. 当該政策に係る端的な結論**

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組み（「証券市場の改革プログラム」等を踏まえ、統一的証券決済法制の完成に向けて、法令面の整備や新制度へのスムーズな移行を促す施策）を進めていく必要があります。